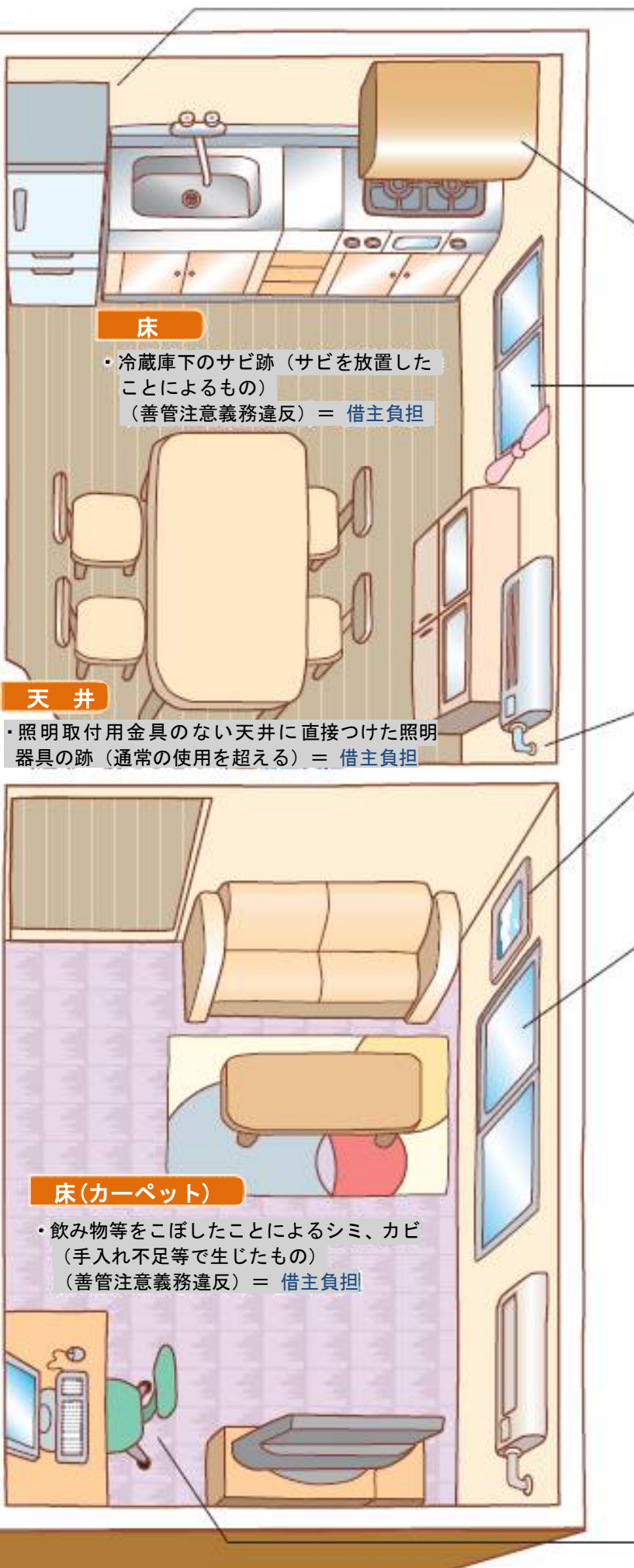


これらの負担区分は一般的な例示であり、損耗等の程度によっては異なる場合があります。



### 床

- ・冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置したことによるもの）  
（善管注意義務違反）＝借主負担

### 天井

- ・照明取付用金具のない天井に直接つけた照明器具の跡（通常の使用を超える）＝借主負担

### 床(カーペット)

- ・飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（手入れ不足等で生じたもの）  
（善管注意義務違反）＝借主負担

### 壁(クロス)

- ・冷蔵庫の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ）  
（通常損耗）＝貸主負担
- ・台所の油污れ（使用後の手入れが悪くススや油が付着している場合）（通常の使用を超える）＝借主負担

### 水回り

- ・台所の消毒＝貸主負担
- ・ガスコンロ置き場、換気扇の油污れ、すす（手入れを怠ったことによるもの）  
（善管注意義務違反）＝借主負担

### 建具

- ・網入りガラスの亀裂（構造により自然発生したもの）  
＝貸主負担

### 居室全体

- ・ハウスクリーニング（専門業者による）  
（借主が通常の清掃を実施している場合）＝貸主負担

### 壁(クロス)

- ・クーラー（借主所有）から水漏れし、放置したため壁が腐食（善管注意義務違反）＝借主負担
- ・エアコン（借主所有）設置による壁のビス穴、跡（通常損耗）＝貸主負担
- ・壁に貼ったポスターや絵画の跡（通常損耗）  
＝貸主負担

### 建具

- ・地震で破損したガラス（自然災害）＝貸主負担
- ・網戸の張り替え（破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの）＝貸主負担

### 壁(クロス)

- ・クーラー（貸主所有）から水漏れし、借主が放置したため壁が腐食（通常の使用を超える）＝借主負担
- ・テレビの後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ）  
（通常損耗）＝貸主負担

### 床(フローリング)

- ・フローリングのワックスがけ＝貸主負担
- ・色落ち（借主の不意で雨が吹き込んだことなどによるもの）（善管注意義務違反）＝借主負担

### 床(カーペット)

- ・家具の設置による床、カーペット等のへこみ、設置跡（通常損耗）＝貸主負担

### 床(フローリング)

- ・キャスター付のイス等によるキズ、へこみ（善管注意義務違反）＝借主負担